

富山県知事 新田 八朗 殿

届出者 ○○県△△市◇◇
**株式会社
代表取締役 富山 太郎

電話番号 xxx-xxx-xxxx

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	富山県○○市△△ xxx番地 (届出対象特定工事の名称) □□倉庫石綿囲い込み工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	富山県富山市新総曲輪1番7号 ○○商事株式会社 代表取締役 婦負 二郎		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 2 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自	令和3年 7月 19日	※整理番号
	至	令和3年 7月 31日	※受理年月日
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	190 m ² (事務室140m ² 、機械室50m ²)		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 500 m ² (2階建) ※	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	富山県富山市新総曲輪1番7号 ○○商事株式会社 現場責任者 新川 三郎 電話	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○県△△市□□ 有限会社△△ 現場責任者 呉西 四郎 電話	
備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びご記入すること。 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定のつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載し 3 ※印の欄には、記載しないこと。 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないもの 等			

- ※(添付書類)
- ・建築物の周辺図及び配置図
(建築物への道程が分かるもの)
 - ・建築物全体の見取り図
(建築物内での作業場の位置が分かるもの)
 - ・組織管理図
 - ・作業内容の揭示図
 - ・事前調査結果の揭示図
 - ・負圧・集じん装置の気積計算表
 - ・発注者への事前調査結果説明資料
 - ・作業の対象となる部分の見取り図
(石綿使用箇所、養生範囲及び揭示板の位置を明示及び寸法を記入したもの)
 - ・工程表(養生、除去等行程が明示されているもの)
 - ・作業場の隔離状況、前室、集じん・排気装置の設置場所、排気口の場所が記されている図面
 - ・作業基準を踏まえた施工計画(使用機材、隔離の具体的な方法、清掃・廃石綿の処理手順、除去(囲い込み、封じ込め)の具体的な手順等)
 - ・囲い込み、封じ込めの場合、特定建築材料の状態が分かる写真
 - ・委任状(代表者以外の方が届出者となる場合のみ。)

特定粉じん排出等作業の方法（事務室）

特定粉じん排出等作業における措置	除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力（ m^3/min ）	（1時間当たり換気回数 回）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）	
使用する資材及びその種類	鉄骨、養生シート、石膏ボード、クロス、シーリング材、掲示板（届出及び作業の内容、立入禁止 等）、真空掃除機（HEPAフィルタ内臓）	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト吹付け箇所に対する、ボルト穴あけ等の作業は行わない。アスベストには、直接接触しない。 ・ 損傷箇所については、補修を行うとともに、補修時は、周辺養生を行う。 ・ 粉じん漏れを防ぐため、①プラスチックシート、②石膏ボード、③クロスで囲い込みを行う。 ・ 囲い込み材と配管、壁との接合部、囲い込み材の継目は、シーリングを行う。 	

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

特定粉じん排出等作業の方法（機会室）

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 ネガティブクリーンシステム H8000 1台
排気能力 (m ³ /min)	56 m ³ /min (1時間当たり換気回数 8回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	HEPAフィルタ 99.97% (粒径0.3 μm)
使用する資材及びその種類	飛散抑制剤、飛散防止処理材、粘着テープ、セキュリティゾーン（更衣室・洗浄室・前室）、保護具（防塵マスク、メガネ、保護衣・手袋）、エアシャワー、エアレススプレーヤー、真空掃除機（HEPAフィルタ内臓）、集塵・排気装置及び予備フィルタ、透明バッグ、イエローバッグ、ケーブルタイ、除去用工具（ケレン、皮スキ、ワイヤブラシ、灯光機等）、養生シート（壁用厚0.10mm、床用厚0.15mm）、掲示板（届出及び作業の内容、立入禁止等）、差圧計、デジタル粉塵計、エアサンプラー、スモークテスター
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> ・養生前に作業場内の備品を移動し、真空掃除機で清掃 ・作業場を隔離 床養生 0.15mm×2重、壁等養生 0.10mm×1重 配管貫通部の隙間等は事前にチェックし、密閉 開口部は外部からも隔離、2重養生 ・セキュリティゾーンの設置 ・集塵・排気装置を設置し、作業場内を負圧に保つ（適宜、1次、2次フィルタを交換する） ・保護具着用 ・飛散抑制剤を使用し、除去する石綿を十分に湿潤化 ・除去中は、適宜飛散抑制剤を空中に散布 ・除去面に飛散防止処理剤を散布 ・集塵・排気装置で作業場内の粉塵を処理するとともに、粉塵沈降後、飛散防止処理剤を散布して粉塵付着面を内側にし、養生シートを折りたたむ ・廃石綿等は2重袋詰

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

- ・「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（環境省HP <http://www.env.go.jp/>）
- ・「石綿（アスベスト）除去等作業における注意事項」（富山県環境保全課HP <https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00002676.html>）等をご参照ください。